

# 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

令和2年4月1日に施行された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第21号)により、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が拡大されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体として、従来の都道府県知事及び指定都市の長のほかに、中核市の長を追加する。

## 第3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市条例第23号

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。